平成２７年度事業計画

基本方針

私立の幼稚園教育及び保育の充実及び振興を図るとともに、広島県民の就園機会を確保するための支援を行い、もって広島県における教育文化の高揚に貢献することを目的とする。

Ⅰ　公益目的事業

１　研修・研究事業

各委員会所管で次のとおり研修会及び研究会を実施する。

（１）教員研修会等（保育研究委員会所管）

幼児教育及び保育に関わる者の資質向上並びに幼児教育及び保育の研究に関する事業

①　各種研修会の開催

園長・教職員の資質向上を図るための研修会及び研修リーダー養成のための研修会開催、並びに教員免許状更新講習を実施する。

（ア）教育研修大会・免許状更新講習

（イ）上級教員研修会・免許状更新講習

（ウ）新採用教員研修会

②　教育実践研究会の運営

（ア）大学、各種専門機関との連携を図り、全日本私立幼稚園連合会中国地区私立幼稚園教育研修会などでの実践研究の発表を支援する。

「平成２６、２７年度教育実践研究会」を開催する。

（イ）保育研究委員会委員による自主勉強会の開催、各種調査・研究を行う。

③　特別支援学校による幼児教育相談事業の実施

（２）設置者･園長研修会等（経営研究委員会所管）

①　経営基盤確立のための研修会、研究会の開催

（ア）設置者･園長研修会

（イ）ニューリーダー研修会

研修会の開催並びに他都道府県の幼稚園関係団体等との交流、視察を実施する。

（３）先進事例調査等（総務委員会所管）

岩手県盛岡市の私立幼稚園の視察・見学を行う。

（４）ＩＴ研修会（ＩＴ委員会所管）

パソコンの利用促進を目的とした研修会を年２回（広島市、福山市）、セキュリティーや情報管理に関する研修会を年１回実施する。

２　広報事業

私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の情報並びに当連盟が行っている諸事業を広く周知し、加盟園、教職員、保護者及び県民に対し当連盟について理解を深めてもらう。

（１）各種広報紙の発行（広報委員会所管）

①　加盟園対象会報紙発行事業

（ア）設置者・園長・教職員を対象とした会報紙を発行し、情報の共有化を図

る。

（イ）会報紙【県幼通信】の発行は年６回（隔月 5.7.9.11.1.3 月）定期発行と、必要に応じて臨時で増刊号を発行する。

②　教職員対象会報紙発行事業

（ア）加盟園の教職員を対象とした会報紙を発行し、情報提供を実施するとともに、他園教職員との横のつながりを作る一助とする。

（イ）会報紙【Face to Face】を発行する。（隔年１回。平成２７年度発行）

③　取材活動

（ア）全日本私立幼稚園連合会中国地区私立幼稚園教育研修会広島大会の取材・広報活動を行う。

（イ）関係団体の研修会や大会等の取材を行い、会報紙等での広報活動を行う。

④　その他、広報活動に関する事業

（２）インターネット等の媒体を利用した広報活動（ＩＴ委員会所管）

①　ホームページによる情報提供

（ア）加盟園の紹介並びに加盟園及び子育て家庭への情報提供などにより、当連盟・加盟園のＰＲを図る。

（イ）主なコンテンツは、当連盟の法人情報、加盟園の紹介ページ、研修会情報などとする。

（ウ）ニーズに応じて、新設コンテンツを増設する。

②　子ども・子育て支援新制度の施行に伴うホームページのリニューアル

③　その他、ＩＴに関する事業

３　貸付金事業

（１）貸付金業務（財務委員会所管）

加盟園の施設及び設備を充実するための資金等の貸付けを行う。

①　貸付計画

（ア）貸付枠　６０，０００千円

（イ）１園当たり限度額　３０，０００千円とする。ただし、経営資金は３，０００千円とする。

（ウ）貸付利率

毎年４月１日現在の基準割引率及び基準貸付利率に理事会で定めた利率を加えて計算した額の利息とする。

（エ）貸付期間

１０年６か月以内とする。ただし、経営資金は１年６か月以内とする。

②　貸付手順

（ア）申込み締切　　原則として６月、１０月の各月末

（イ）審査の実施　　原則として７月、１１月の各月初旬

（ウ）内示　　審査後１０日以内

（エ）貸付け開始　　審査月の月末以降

③　貸付資金の拡充強化・貸付けのあり方の検討

各園の事業が円滑に実施できるよう対応を進めるとともに、貸付けのあり方を検討する。

（２）利子補給金交付（財務委員会所管）

広島県の私学振興資金利子補給事業対象融資を受けた加盟園の設置者に対し

て、広島県が定める対象、利子補給期間及び利子補給率により利子補給金を交付する。

4　退職金事業

（1）退職金業務（財務委員会所管）

①　退職手当資金の給付

加盟園の設置者が退職者に対して支給する退職金の原資となる退職手当資金を設置者に給付する。

②　負担の軽減

各園の納付金の負担を軽減するため、県から補助された標準給与月額の20/1,000相当額を控除し、実質負担額を60/1,000とする。

③　制度の見直し

将来にわたって事業の財政的均衡を保つため、その財政の健全性を検討し見直しを行う。

④　全国私立幼稚園退職金団体協議会総会への参加

⑤　その他、退職金業務に関すること。

（2）資金運用（財務委員会所管）

資金は、適正・効率性を原則として運用する。

Ⅱ　その他の活動

1　永年勤続者表彰（総務委員会所管）

（1）県内私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤続（通算）満５年及び満１０年の者を表彰する。

（2）表彰式典の開催

2　助成金交付（財務委員会所管）

各園の出資した第一種出資金に対して、毎年度４月１日現在の基準割引率及び基準貸付利率により助成金を交付する。

3　私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の振興を図る上で当面する諸課題等への対応（政策委員会所管）

（1）幼稚園及び幼保連携型認定こども園の振興に関する多様な課題への対応や各種の政策提言に関すること。

（2）子育て支援・地域貢献に関すること。

（3）国･県における諸施策の推進、関係機関との協議・連絡に関すること。

4　１０２条園の振興に関すること。（総務委員会所管）

学校法人立以外の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に関する情報を提供する。

5　その他、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園の振興に関すること。

Ⅲ　諸会議の開催

次のとおり会議を開催し、事業を進める

1　定時評議員会　６月に１回開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

2　理事会　６回以上開催する。

3　加盟園代表者会議　毎年度１回開催する。

4　正副会　概ね１０回開催する。

5　総務委員会　概ね６回開催する。

6　広報委員会　概ね６回開催する。

7　ＩＴ委員会　概ね６回開催する。

8　財務委員会　概ね６回開催する。
9　政策委員会　概ね６回開催する。
10　保育研究委員会　概ね６回開催する。
　担当者会議については、概ね３回開催する。
11　経営研究委員会　概ね６回開催する。
12　子ども・子育て会議特別委員会　必要に応じて随時開催する。

Ⅳ　他団体との連携

１　会議への参加

（１）中国地区私立幼稚園協議会、全日本私立幼稚園連合会及び公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の諸会議へ参加する。
（２）「全日本私立幼稚園連合会平成２７年度全国研究研修担当者会議／公開保育コーディネーター（評価者）養成講座」へ参加する。（保育研究委員会所管）

２　研修会への参加等

（１）公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構主催・免許状更新講習（必修）の開催に協力する。（保育研究委員会所管）
（２）「第６回幼児教育実践学会」へ参加する。
（３）「全日本私立幼稚園連合会第３１回設置者・園長全国研修大会」へ参加する。
（４）「平成２７年度全日本私立幼稚園連合会中国地区私立幼稚園教育研修会広島大会」を実施する。

３　各ＰＴＡ連合会との連携

（１）広島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会の育成強化のための助成金を交付し、その活動を支援する。（総務委員会所管）
（２）広島県私立幼稚園ＰＴＡ会報紙【Good Communication】を広島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会と共同で発行する。（広報委員会所管）
（３）広島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会、全日本私立幼稚園ＰＴＡ連合会及び全日本私立幼稚園ＰＴＡ連合会中国地区私立幼稚園協議会の諸会議へ参加する。

４　幼稚園教諭養成校との連携

オープンKindergartenを実施する。（総務委員会所管）